

令和 7 年第 5 回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 7 年 5 月 20 日
曾於市農業委員會

第 5 回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和 7 年 5 月 20 日（火） 午前 9 時 00 分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

5 議事録署名委員 10 番 〇〇〇〇〇、11 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
	農地係	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和 7 年 5 月 20 日（火） 午前 9 時 57 分

令和7年第5回曾於市農業委員会総会日程

令和7年5月20日（火）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- 議案第42号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について
- 議案第43号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について
- 議案第44号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について
- 議案第45号 農地法第4条による許可申請について
- 議案第46号 農地法第5条による許可申請について
- 議案第47号 農地の用途変更届（200㎡未満）について
- 議案第48号 農用地等のあっせんについて
- 議案第49号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和7年7月1日始期追加分）
- 議案第50号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和7年8月1日始期分）

(2) 報告

- 報告第5号 合意解約等の報告

4 その他

令和7年第5回曾於市農業委員会総会

令和7年5月20日（火） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。4月、5月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第5回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。10番○○○○○委員、11番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第42号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○18番委員（○○○○○）

末吉3号について、5月12日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。貸人と借人は義理の祖母と孫です。借人は、自分では耕作していませんが、○○○○○に勤めて農業の経験は十分あります。都城に住んでいますけど、申請地までは15分ということで可能な範囲だと思っています。調査結果の総合意見は、借人は、借受けする農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉4号について、5月12日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。貸人と借人は他人ですが、農業委員さんからの紹介で耕作するということになりました。農業機械は、所有しておりませんが、植付けから収穫までは、農業公社へ委託することで問題はないと思います。調査結果の総合意見は、借人は、借受けする農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19番委員（○○○○○）

末吉5号について、5月12日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。借人の住所地は都城市ということですが、通作時間も20分ぐらいということで問題ないというふうに思っております。機械についてもトラクター、田植機を持っていらっしゃいますが、刈取りにつきましては、農業公社に委託ということを聞いております。調査結果の総合意見は、借人は、借受けする農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉6号について、5月12日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。申請地は末吉5号と近隣にあり、申請人も同一人であるため内容は同じです。調査結果の総合意見は、借人は、借受けする農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第42号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第43号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○1番委員（○○○○○）

末吉39号について、5月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人はいところで、次の末吉40号との交換になります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉40号について、5月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人はいところです。末吉39号との交換で面積に差がありますが、これは、山も一緒に交換するということで、大体、同規模の面積になるということでした。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には既に柿と梅が植えてあり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉41号について、5月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。本件は贈与となりますが、申請地は、受人が何年か前に既に許可を得て耕作しております。未登記のまま許可書を無くし、当時の所有者も亡くなり相続となったため、再申請するものです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○4番委員（○○○○○）

末吉42号について、5月19日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

末吉43号について、5月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉44号について、5月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地にはユズを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉45号について、5月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○10番委員（○○○○○）

末吉46号について、5月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人は受人の兄の子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には栗を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉47号について、5月13日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人は受人の兄の娘です。受人は80歳以上ですが、後継者で息子さんが一緒に農業をされています。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には里芋、からいも等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

末吉48号について、5月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、

農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は80歳ですが、後継者が同じ敷地で隣に住んでいますので、休みの間は、農作業を手伝ったりしております。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉49号について、5月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻と野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉50号について、5月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

財部51号について、5月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は他人ですが、今回、所有者から農地を処分したいと相談があり、無償で受人に譲ることになりました。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には茶を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○17番委員（○○○○○）

財部52号について、5月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親戚です。受人の住所地が都城市ですが、申請地近くの親元の祖父宅をリフォーム後、定住し営農される予定です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地にはさつまいもを作付けされる予定です。田も水利が困難なため、さつまいもを作付けされるということです。周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部53号について、5月12日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地が都城市ですが、申請地まで車で10分程度で通作距離に関して営農に支障はないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

末吉48号について、何も問題はなかったですか。田に調査中が入っていたような気がするんですけど。

○18番委員（○○○○○）

この人は、先月の3条で取得されたんですけど、そのとき報告したように、田はきれいに耕作されていました。

○5番委員（○○○○○）

問題の所は、解決したということですか。

○18番委員（○○○○○）

はい。

○5番委員（○○○○○）

分かりました。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

○11番委員（○○○○○）

末吉45号についてですが、この人は耕作するのでしょうか。

○9番委員（○○○○○）

○○○○○さんに聞いたら、耕作されるということでした。

○11番委員（○○○○○）

多分、購入してすぐ売るか、宅地にするかだと思いますので、そこだけはちょっと確認しておいた方がいいかな。私も見るけど。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第43号農地法第3条所有権移転による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第44号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉9号について、5月12日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、新原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで畑、西が雑種地、南が道を挟んで畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、資材置場を整備する具体的計画があり、実現確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、資材置場を設置する面積1,671㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当し、資材置場を整備することから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第44号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第45号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○19番委員（○○○○○）

末吉8号について、5月12日に私と○○○○○推進委員と事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、寺田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで宅地、南が道路を挟んで宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、貯蔵庫、作業場を整備する面積が全体で350㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、ブロックが積まれており、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係

○推進委員 (○○○○○)

○議長（○○○○○会長）

(「無し」の声有り)

(「異議無し」の声有り)

○推進委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

末吉19号について、5月12日に私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。本件は、議案第44号農振変更の末吉9号と同時申請のため、総合意見

のみ報告いたします。申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当し、資材置場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○17番委員（○○○○○）

財部20号について、5月12日に私と○○○○○推進委員と事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、新田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地と雑種地、西が畑、南が道路を挟んで雑種地、北が道路を挟んで畑です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、貸倉庫を整備する面積が全体で1,100㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等は、雨水のみで、水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、敷地には砂利を敷設し、隣接する農地から5mほど緩衝地を設けます。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが不許可の例外である集落接続施設に該当し、貸倉庫を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第46号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第47号農地の用途変更届についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○17番委員（○○○○○）

財部2号について、5月12日に私と○○○○○推進委員と事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は水ノ久保自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が宅地、南が山林、北が宅地と畑です。目的実現の確実性は、一部は既に転用済みであり、また、今回、農業用倉庫兼事務所を整備しようとするもので確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、全体面積979㎡のうち26.34㎡に農業用倉庫兼事務所を整備するものであり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である農業用施設等に該当し、転用目的が農業用倉庫兼事務所です。設置により耕作が不能となる面積が26.34㎡で転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第47号農地の用途変更届については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第48号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉58から61までは、私と○○○○○推進委員。末吉62は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉63は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅64は、2番○○

〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。大隅65は、13番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。財部66及び67は、6番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。財部68は、5番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員。財部69は、17番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員を指名します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

末吉10は継続をお願いします。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

末吉11も継続をお願いします。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

末吉12、13、14も継続をお願いします。

○10番委員（〇〇〇〇〇）

末吉15も継続をお願いします。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

末吉16も継続をお願いします。

○3番委員（〇〇〇〇〇）

大隅18も継続をお願いします。

○2番委員（〇〇〇〇〇）

大隅20は打ち切りをお願いします。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

財部21、22は継続をお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

末吉27、28も継続をお願いします。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

末吉29も継続をお願いします。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

末吉30も継続をお願いします。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

末吉31も継続です。32は畑が継続で、田は成立です。33、34は継続をお願いします。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

末吉35も継続をお願いします。

○2番委員（〇〇〇〇〇）

大隅36も継続をお願いします。

○6番委員（〇〇〇〇〇）

財部37、38も継続をお願いします。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

財部39も継続をお願いします。

○12番委員（〇〇〇〇〇）

財部40は取下げをお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

末吉41、42は継続をお願いします。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

末吉43、44、45、46も継続をお願いします。

○10番委員（〇〇〇〇〇）

末吉47も継続をお願いします。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

末吉48、49も継続をお願いします。

○13番委員（〇〇〇〇〇）

大隅50も継続をお願いします。

○14番委員（〇〇〇〇〇）

大隅51も継続をお願いします。

○19番委員（○○○○○）

大隅52、53も継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部54の○○○○○番は継続、○○○○○番は貸しで成立。55、56、57は継続をお願いします。

○議長（○○○○○会長）

大変、御苦勞様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第49号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年7月1日始期追加分を議題といたします。農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第49号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年7月1日始期追加分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第50号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年8月1日始期分を議題といたします。農地中間管理権及び利用権設定の一括方式と機構貸付けの受け手変更分について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第50号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年8月1日始期分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、報告第5号合意解約等の報告については、議案書の29ページから34ページまでを御覧ください。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

○18番委員（○○○○○）

未相続農地に係るあっせん申出の受付について

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（○○○○○局長）

5月及び6月の行事予定、市制施行20周年記念式典における農業委員会推薦の表彰者について

○事務局（○○○○○次長）

農地中間管理事業に係る通帳写しの取り扱い及び地域計画に関するアンケート調査に対する協力依頼について

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和7年第5回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。御苦勞様でした。

令和 7 年 5 月 20 日（火） 午前 9 時 57 分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員